

○九番（錦織淳二君） 平成二十三年第三回港区議会定例会にあたり、港区議会みんなの党を代表して質問させていただきます。

新人議員として五月に初登庁し、早いもので四カ月たちました。その間、議員の諸先輩方、並びに区職員の方々からいろいろご指導いただき、さらに多くの区民の皆様からご意見・ご相談をお受けする中で、区議としての責任をますます強く感じております。その中で、私が会社の経営者でもあるせいなのか、多くの経営者の方々から区議になった感想をよく聞かれますが、そのたびに私は、民間の事業と区政の危機意識が余りにもかけ離れている点をお話しております。経営者の資質として最も重要なのは、「常に危機意識を持ち、一歩先の時代をとらえる確かな目でありとした目標を立て、それに対する戦略を立てられる戦略家である」ことだと思っております。これは、区政でも全く同じことが言えるのではないでしょうか。

私は、「元気で楽しく夢と希望を持って生活ができる港区にしたい」という思いで区議になりましたが、区民の皆様のお聞きするたびに、元気がなく、楽しくもない生活の方に追いやられているような、私自身も過去に感じたことのない危機感を持っております。このことは、米国の強欲資本主義の崩壊で、リーマン・ショックから始まった世界同時不況感があり、さらには、初の米国価格下げ、おさまらない欧州の債務問題、そして歴史的な円高ドル・ユーロ安等、財政赤字をめぐる不安が世界中を揺るがす危機に発展しかねない状態に陥っており、今、世の中は、人類の歴史の大転換を迎えようとしているのではないかと思っております。私は、この危機感を持って、新しい時代に対応できる区政の仕組みを抜本改革しなければ、夢と希望が持てる楽しい未来は来ないと思っております。それでは、質問に入ります。

今回の論点は大きく二つで、「防災と財政に関する危機意識の問題」と「議会改革」についてです。特に、「危機意識の問題」は、区政にとって最も重要なテーマであると認識しておりますので、ぜひとも区民の皆様が安全・安心を感じ取れるご答弁をお願いいたします。

まずは、武井区長の「防災に関する危機感」について伺いいたします。

三月十一日に起きた東日本大震災による甚大な被害をかんがみ、首都圏直下型地震を想定した場合、まずは区の防災に対する危機管理がどこまでなされているのかを検証しなければなりません。今まで港区で起きたさまざまな問題の中で、決してあってはならない悲しい事故は、平成十八年六月三日土曜日午後七時二十分に起きた「シティハイツ竹芝エレベーターにおける十六歳男子高校生の死亡事故」です。事故発生から既に五年以上もたっていますが、いまだ解決に至っておりません。ご遺族の心情からすれば、区に対して、ますます怒り心頭のお気持ちではないでしょうか。

事故機を製造したシンドラエレベーター社は、世界シェア第二位のグローバルで大変有名な大手メーカーです。とはいえ、どのような優秀な機械でも、使用すれば必ずふぐあいを生じ、どんなささいな故障でも見過ごしてしまえば大事故につながります。それを未然に防ぐためには、しっかりとした危機意識を持ち、時間・労力・費用を惜しまず、十分なメンテナンスをするしかありません。

七月二十六日の防災・エレベーター等対策特別委員会でも、この事故における私の所感を申し上げましたが、事故報告書を読む限りでは、「区政の危機管理の意識の低さ」から起こった「人災」としか考えられません。

その一、平成十五年四月二日から平成十八年五月二十六日の三年間におけるエレベーター四号機・五号機のふぐあ

い発生件数四十三件中、事故機の五号機に関係すると思われるふぐあい発生件数は三十六件で、実に八四％が事故機のものと思われるふぐあいでした。危機管理からすれば、当然ながらエレベーター自体を交換するべきだったと思いますが、区はなぜ交換しなかったのかお答え願います。

その二、事故機に関しては、メンテナンソ会社を、メーカー系保守会社である「シンドラーエレベーター社」から、実に契約金額が約四分の一という安価な独立系保守会社の「日本電力サービス社」及び「エス・イー・シーエレベーター社」へ一年ごとにかえるというメンテナンソの継続性のないやり方も、危機管理の意識の低さを問われても仕方のないことです。区はなぜ、これだけ多くのふぐあいを生じている事故機を安価かつ継続性のないメンテナンソのやり方に変更されたのかお答え願います。

その三、本来、事故原因究明や再発防止策の策定は、エレベーターの所管官庁である国土交通省の仕事ですが、なぜか区は、シンドラーエレベーター社の助言委員就任中の畑村洋太郎が推薦してきた彼の教え子の会社に独自の調査を委託しています。ところが、その委託先はソフトウェア関連のデザイン会社で、エレベーターとはかけ離れた会社である上に、当然ながら教え子自身もエレベーターの専門家ではなく、委託先の言い値で一億七千万円という大金を投じながら原因解明に至らず、区の独自の調査は大失敗に終わっております。このような無駄金を使うなら、最初から被害者への賠償金に充てた方が区民としては納得ができるのではないのでしょうか。

ちなみに、国土交通省の昇降機等事故対策委員会は、平成二十一年九月に「ブレイキ故障が原因とする報告書」をまとめています。区はなぜ、事もあるうに事故を起こしたメーカー側の人物を信用し、言われるままにエレベーターの専門家でない人物及び会社に独自の調査の委託をしたのでしょうか。また、委託契約書を交わす前に、委託先の信

用調査及び調査費の折衝もせず、一億七千万円以上もの区民の税金を投じながら原因解明ができなかったことに、どのような「責任」と「危機感」をお持ちなのでしょう。 「当該資料が捜査機関に押収されているので検証ができない」とか、「エレベーターの業界団体や大学に調査への協力を依頼したが断れ続けた」という言い逃れは一切なしで答え願います。

以上ですが、事故発生時の区職員側における対応にも、同じく次のような多くの危機管理の意識の低さが出ており、これでは亡くなった方とご遺族の皆様に申し開きができません。

その一、事故発生十九時二十分に、エレベーターの同乗者が非常ボタンで防災センターに通報し、十九時四十五分と十九時五十分の二回にわたり、防災センターから障害保健福祉センター担当課長に「エレベーターで人が挟まれている」という事故の連絡をしたところ、「所管施設ではない」という理由で対応されず、防災警戒待機者及び上司である保健福祉支援部長への報告もされないどころか、その考えもされなかった旨の報告があります。区はなぜ、障害保健福祉センター担当課長が事故の詳細も聞かれることなく、「所管施設ではない」という理由だけで対応されないような危機管理体制をとられていたのかお答え願います。

その二、区長には、都市計画課長から事故発生の二時間三十分後に初めて連絡が行き、その後に高校生が亡くなったという報告が入っているにもかかわらず、庁舎に四十分もかかって事故発生の三時間十分後に到着され、事故現場に行くこともご遺族に会われることもなく、情報収集及びマスコミ対策に奔走された旨の報告がなされています。なぜ、最高責任者である区長への連絡が二時間三十分もかかり、かつ庁舎に四十分もかかって到着されたのでしょうか。土曜日の夜なので交通渋滞もないはずですが、もし遠方にいたとしたら、大規模地震の際には庁舎に来られなくな

つてしまいましたが、いかがお考えでしょうか。また、何事でも同じですが、まずは事故現場を見なければ、もろもろの判断がつきませんし、ご遺族の方々は日ごとに怒りが増すばかりになってしまっていますが、いかがお考えでしょうか。区長はトップとして、どのような危機意識を持たれ、かつ、なぜそのような行動をとられたのか、一つひとつお答え願います。

その三、野村助役（現副区長）への連絡は、都市計画課長から二十一時五十三分と二十二時二十分にしているが、二回とも不在で連絡がとれず、防災・生活安全支援部長からの留守番電話を聞かれたのが、実に事故発生から三時間五十五分後です。その留守録をされた防災・生活安全支援部長は、事故発生三時間三十五分後に、警察からの連絡を受けた生活安全担当副参事から報告を受けています。そのほか、住宅公社理事長の永尾助役及び環境・街づくり支援部長に連絡がとれたのは、事故発生二時間三十三分後、都市計画課長は二時間十五分後、防災課長は四時間二十五分後、保健福祉支援部長は四時間四十分後、総合経営部長は何と六時間十分後に連絡がとれています。また、肝心な防災警戒待機者には事故発生二時間四十五分後によりやく連絡が行き、住宅係職員に至っては、一名以外には不在で連絡がとれずじまいです。

なぜ、事故連絡が、電話もメールもすぐつながる状況のもとで、これだけの長い時間を要したのでしょうか。三月十一日に経験したように、大規模地震の場合は電話とメールの利用さえ難しくなっていますが、いかがお考えでしょうか。最高責任者として、区の危機管理体制はどのようになっているのかをお答え願います。

その四、報告書には、それぞれの職員の方に連絡された際に、事故の詳細を言う人もなければ、詳細を聞く人もおらず、レスキュー隊の出勤を承知しているにもかかわらず、重大事故との認識がなかったとか、来てほしいとの要請

がなかったとか、そういった言い逃れの報告が多く、死亡事故にもかかわらず、まるで他人ごとで、組織全体の危機管理の意識の低さ以外の何物でもありません。

区長は、常々「区民の安全と安心を守る」旨を申しておりますが、このような危機意識の低い状況で、もし首都圏直下型地震が起きた場合、区民を守れるとは到底思えません。区長にも被害者と同じくらいのお子様がいらっしゃるとお聞きしております。もし事故に遭われた高校生が、ご自分のお子様だったとしたら、このような区の対応をどのように思われたのでしょうか。ご遺族の方は、いまだにエレベーターの安全対策について必死に闘っておられ、「既設エレベーターの安全装置向上策」について、国土交通省の有識者会議は八月八日に、安全装置の設置費用を抑えられるよう、手続きを簡素化することなどを求めた報告書をまとめるまでに至っています。

つきましては、最高責任者にある区長から見た「市川大輔君の死亡事故」に対する事故発生時から今日までの区の対応の見解と、五年間も過ぎてしまった現状をどのように考え、今後どのようにされるのかを、六月三日に区長が発表された形式的なコメントではなく、区長、幹部職員及び担当職員の方々がどのような具体的な対策をとられているのか明確にお答え願います。

その五、この不幸な事故をきっかけに、区では、平成十九年度から毎年「職員の意識改革に向けた講習会」を実施されていますが、三月十一日の地震の際に、職員の方々は高い危機意識に基づいた俊敏な安全行動をとられたのでしょうか。具体的な例をお答えください。また、今後はどのような意識改革の講習会をいつまでされるお考えなのでしょうか。区長及び幹部職員の方も受講されるのでしょうか。あわせてお答えください。

次に、武井区長の「財政に関する危機感」について伺います。

前回、第二回港区議会定例会において、我が党の益満幹事長が代表質問した際に、区長よりご答弁をいただいた内容について、多くの区民の皆様から再度確認をするように要請が来ております。まずは、田町駅東口北地区公共公益施設土地交換地の件です。交換する建設予定地は、この土地に仮に民間に売却した場合、時価でおよそどの程度のお金になるのか、その算定額をお伺いしたところ、周辺の固定資産税の路線価を参考にして決められた、財産台帳価格三百一十億円である旨のご答弁をされておりますが、これでは余りにも安過ぎると思います。土地交換地は区民の財産であり、それも都心の一等地です。一般の不動産売買価格から見た場合、区民の大切な財産を投げ売りし、区民に膨大な損失を与えたことになります。もし区長個人所有の不動産なら財産台帳価格で売買されることはあり得ないと思います。ましてや、交換地は明治四十四年から昭和十八年までの約三十二年間、石炭ガスを製造していたため、土壌汚染の基準値をはるかに超えた、値打ちのない危険な土地です。

さきに述べましたとおり、今や時代の大転換期です。今日までは右肩上がりを想定した中で区政が成り立ってきたが、今後は右肩下がりをご想定した中での区政を考えていかなければなりません。資産をただ単に使うという考えから、資産を使って利益を生み出すという経営的マネジメントを取り入れた考え方に変えなければ、今後ますます税収が大きく落ち込む中で、どんどん基金の取り崩しが始まり、目黒区のような財政危機に陥ってしまいます。

そこで、区長に財政の危機感についてお伺いしたいのですが、まず、田町駅東口北地区公共公益施設土地交換地は等価交換だと説明を聞いておりますが、一般の不動産売買価格で考えた場合、区の損失額は幾らになるのでしょうか。前回の代表質問でもお聞きしており、既に調査をされていることと思いますので、ぜひお答え願います。

また、土地交換だけの問題ではありません。ここまで区の財産の損失を出しながら、費用対効果も考えることなく

建設されるのでしょうか。単なる設計見直しのための先送りではなく、思い切って建設自体を中止されるか、またはPFI事業として実施されるべきではないでしょうか。区長のお考えをお答え願います。

次は、「天下り」「渡り」規制の必要性についてです。

私を知る限りの多くの皆様は、財政の危機感を感じ、「天下り」「渡り」は今後一切させないように切に願っております。前回の代表質問で、ことし「渡り」と疑われるものが一件あり、今後も「天下り」「渡り」を行う予定があるのか、一切行わないように改定していかれるのか区長の見解をお伺いしたところ、「関係団体への再就職については、従前から団体の求めに応じて職員を紹介してきたので、今後とも要請があれば検討される」旨のご答弁をされており、「天下り」「渡り」の規制の必要性を認められておりません。

実際に区職員OBが再就職した事例は、平成十九年で四名、平成二十年で二名、平成二十一年で四名、平成二十二年は三名で、そのうちの一名は障害保健福祉センターの指定管理者を任されている法人に天下りました。天下り先の法人は指定管理者となつて、まだたった一年です。前に述べましたエレベーター事故にしても、区が平成七年六月に六億円も出資し、天下り先の住宅公社をつくり、シティハイツ竹芝の管理を丸投げさえしなければ、二度とあつてはならない悲惨な事故は起きなかったのではないのでしょうか。そこで、癒着とつながる「天下り」「渡り」をさせてはだめだという区民の切なる願いをどのようにお考えなのか、区民が納得できるご答弁お願いいたします。

以上、区長に対する質問は終わりますが、最後に一つお願いがあります。私は、経営者、区長等、人の上に立てる者の資質についてお話ししましたが、もう一つだけなくてはならない重要な条件があります。それは「夢」を語れることです。その夢に皆が共感できるかどうかが重要で、それがカリスマ性だと思っております。つきましては、武井

区長が今後ますます税收が落ち込む中で、どのような港区をつくり上げたいのか。その「夢」を、ここに在る者全員が共感できるように、ご自身の言葉で熱く語っていただきたく存じます。

次は、議会改革について、議長にお伺いいたします。

議員定数削減、議員報酬削減、費用弁償の廃止の件は、前回の第二回港区議会定例会において代表質問させていたいただきましたので、引き続きご検討をお願いしたいのですが、もう一つ、多くの区民が望んでいることに政務調査費使途明細のホームページによる一般公開があります。要するに区民が支払っている血税を、区民が託した区議会議員が区民のために正しく使っているかどうか、財政の危機感を持っているのです。東京二十三区では、世田谷区・千代田区・目黒区・江戸川区議会が既に実施しており、その他の地方議会においても政務調査費使途明細のホームページでの一般公開の輪は急速に広がっております。港区議会としても、おくれをとらないように、安全・安心の姿勢を堂々と区民にお見せしようではありませんか。議長のお考えをお答え願います。

最後に、今まで第二回の港区議会定例会を経験させていただき、本月初めて代表質問をしているわけですが、非常に不自然さを感じております。それは、質問する方が、される側と同じ立ち位置で発言していることです。今、私は議員の方々及び傍聴されている方々に対して質問しているわけではありません。区長、議長に質問させていただき、同時に区職員の方々に問いかけています。つまり、どう考えても演壇の向きが逆ではないでしょうか。対面の向きになれば、互いに質問・答弁相手の顔を見ながら話せます。それが自然な姿ではないでしょうか。いずれにせよ、我々は日本国憲法に基づく二元代表制のもとで議会を行っております。それを十分に踏まえた上で、議長のお考えをお答え願います。

質問は以上でございますが、ご答弁によっては再質問することをあらかじめ申し添えておきます。ご清聴ありがとうございました。

〔区長（武井雅昭君） 登壇〕

○区長（武井雅昭君） 答弁に先立ちまして、平成十八年六月三日、シティハイツ竹芝で発生いたしました、痛ましいエレベーター事故により犠牲となられました市川大輔さんのご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族に対し心から哀悼の意を表します。

ただいまのみんなの党を代表しての錦織淳二議員の御質問に順次お答えいたします。

最初に、区の防災に関する危機意識の問題についてのお尋ねです。

まず、シティハイツ竹芝のエレベーターの交換についてです。当時の指定管理者である港区住宅公社は、区との協定により、重大な事故については、区へ報告することになっておりましたが、事故前のふぐあいについては、区へ逐一の報告はしておりませんでした。区は、港区住宅公社がエレベーターにふぐあいが発生した場合には、その都度、保守管理会社に点検及び修理を指示し、適切に管理を行っていたと認識していたものです。

次に、メンテナンス契約についてのお尋ねです。

区は、区有施設のエレベーター保守委託契約について、独立系保守業者では、安定的な部品の供給が行えない場合があることから、平成十四年度までメーカー系保守業者と特命随意契約を行っておりました。しかし、業者推薦による随意契約の合理性・妥当性について、港区監査委員による平成十三年度及び十四年度の定期監査での指摘もあり、契約事務手続の適正化に向けて検討を進めておりました。平成十四年に、公正取引委員会がエレベーターのメーカー

系保守業者に対して、独立系保守業者への取引妨害を理由として、独占禁止法違反による排除勧告を行った結果、部品の供給等についての不安要素がなくなりました。そのような状況を踏まえ、改めてエレベーターの保守委託契約について検討し、平成十五年度から、競争による業者選定を原則といたしました。事故機の保守委託契約を所管していた港区住宅公社においても、区の方針に倣って契約の締結方法を変更したものと理解しております。このエレベーター事故を受け、区民や利用者の安全・安心の確保を優先する観点から、現在は、特命随意契約でメーカー系保守業者によるエレベーター保守点検を行っております。

次に、事故調査委託先の選定についてのお尋ねです。

事故原因の究明と再発防止は、施設設置者である区の責務です。このことから、区は、速やかに事故調査委員会を設置し、調査に取り組んでまいりました。事故調査の委託先の選定に際しては、失敗学の提唱者であり、六本木ヒルズの回転ドア事故調査など事故調査の実績もある畑村洋太郎氏からご推薦をいただき、事前に委託予定先から調査の企画提案書を徴して検討し、決定したものです。

次に、区の事故調査結果に対する責任と危機感についてのお尋ねです。

区独自の事故調査において、事故機の隣接機を使って行った実験と分析では、ブレーキが制動力を失い事故が発生するまでのメカニズムを明らかにしており、約半年後に公表された国土交通省の事故調査報告書でも同様の結論となっております。今回の調査では断定的な結論づけはしていませんが、事故原因の解明に一定の成果を上げたものと考えております。こうした成果等を踏まえ、エレベーターの製造者・保守業者の責任を明らかにし訴訟を提起したところであります。

また、区の事故調査委員会での調査検討の成果を踏まえ、区議会と一体となり国に対して、エレベーターブレーキの二重化の必要性等を要請してまいりました。国のエレベーターの安全対策に向けた法令改正等は、ご遺族の市川様の働きかけ、また、こうした区と区議会の働きかけの成果であると考えております。今後とも、この調査結果を踏まえ、施設設置者として事故原因の究明と再発防止に努めてまいります。

次に、事故当時の危機管理体制についてのお尋ねです。

区では、休日・夜間に事故等が発生した場合、「危機管理基本マニュアル」や「危機管理緊急連絡体制」に基づき、対応することとしておりました。しかしながら、緊急連絡体制による情報連絡が迅速に行われず、正確な情報に基づく初期対応が十分ではありませんでした。このことから、事故発生直後において、休日・夜間における迅速かつ確実な情報連絡体制や初動時の危機管理体制について、緊急点検を行うとともに周知徹底を図りました。

次に、区長への連絡と登庁時間についてのお尋ねです。

区では、休日・夜間に事故等が発生した場合、「危機管理基本マニュアル」や「危機管理緊急連絡体制」に基づき、対応することとしておりました。しかしながら、事故発生の際、緊急連絡体制による情報連絡が迅速に行われず、正確な情報に基づく初期対応が十分でなかったことから、私への連絡が遅くなったものです。このことを大きな反省点として受けとめ、事故発生直後において、休日・夜間における迅速かつ確実な情報連絡体制や初動時の危機管理体制について、緊急点検を行うとともに周知徹底を図りました。

私が事故発生の連絡を受けてから、庁舎到着に四十分かかったことですが、職員からの報告は自宅で受けました。その内容は、「エレベーターに二人乗っており、扉に挟まれ、けが人が出た。一人は広尾病院に、もう一人は済生会

中央病院にそれぞれ搬送された。詳細がわかり次第、再度連絡する」ということでありました。私は、重大事故に発展する可能性もある考え、着がえなど登庁の準備をし、タクシーを駆けつけたものです。

次に、区長の遠隔地出張中等において大震災が発生した場合の対応についてのお尋ねです。

区長が不在の場合に区内で大震災が発生した場合は、港区災害対策本部条例及び同条例施行規則において副区長以下の職務代理順位を定めております。したがいまして、区長が不在の場合でも、指揮命令系統に混乱がないよう定めをしているということです。

次に、登庁後の区長の行動についてのお尋ねです。

私が区役所に到着したときは、当日の防災警戒待機者と宿直の職員を除き、事故にかかわる職員は誰も登庁しておりませんでした。このことから、まずは登庁してきた職員に情報収集等の指示を直接行い、副区長や幹部職員が登庁した後は、現地確認を副区長等とし、ご遺族には私がお会いすることとして病院等に赴いたところです。

次に、幹部及び防災担当者への連絡に時間を要したことについてのお尋ねです。

区では、休日・夜間に事故等が発生した場合、「危機管理基本マニュアル」や「危機管理緊急連絡体制」に基づき、対応することとしておりました。しかしながら、緊急連絡体制による情報連絡が迅速に行われず、正確な情報に基づく初期対応が十分でなかったことから時間を要したものです。このことにつきましても、事故発生直後において、休日・夜間における迅速かつ確実な情報連絡体制や初動時の危機管理体制について、緊急点検を行うとともに周知徹底を図ったところです。

次に、大震災発生時における区職員の非常配備態勢についてのお尋ねです。

区では、港区地域防災計画において、区内で震度五強の地震が発生した場合には、自動的に第三非常配備態勢が発令され、職員の六〇％が参集することを定めています。震度六弱以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部が設置されるとともに、第四非常配備態勢が発令され、全職員が参集することとしております。また、エレベーター事故の教訓を踏まえて設置いたしました、区内の災害対策職務住宅に居住する管理職三名と、本庁舎内で警戒待機している管理職は、参集した職員を指揮することとしております。

次に、五年間の対応と今後の事故防止対策についてのお尋ねです。

区は、事故発生以来、事故原因の究明と再発防止の取り組みを緊急かつ最重要課題として位置づけ取り組んでまいりました。事故原因の究明は、施設設置者の立場から、事故機と同型の隣接機を使って事故を再現する実験等を行うなど独自の調査に取り組み、その成果等を踏まえ、エレベーターの製造者・保守業者の責任を明らかにして訴訟を提起しました。

再発防止の取り組みとしては、区議会と一体となって、国に対してエレベーターのブレーキの二重化の必要性等、事故の再発防止に向けた諸対策の早期実施を要請しました。その際、ご遺族にもご同行いただいたところでございます。その結果が新設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を義務づけた建築基準法施行令の改正や、既設エレベーターにも本装置の設置促進を図る国土交通省の諮問機関での「既設エレベーターの安全性確保に向けて」の取りまとめであると考えております。この「既設エレベーターの安全性確保に向けて」の取りまとめに関しては、現在の国の動向に注視しながら、メーカーの技術開発の状況等の調査を始めております。また、区有施設の安全確保に向けて、すべての区有施設の総点検や日常点検を制度化するとともに、エレベーターの確実な点検・保守とふぐあい発生

時の責任の所在を明確化するため、メーカー系の保守業者に委託することといたしました。

さらに、将来ある尊い命が失われた事故を風化させることなく、区民及び利用者にとって安全で安心できる区有施設にするための対策を緊急かつ重点的に推進するため、港区安全安心施設対策基金を設置いたしました。なお、事故発生直後において、休日・夜間における迅速かつ確実な情報連絡体制や初動時の危機管理体制について、緊急点検を行うとともに周知徹底を図りました。

次に、職員の意識改革に向けた講習会についてのお尋ねです。

平成十九年度から昨年度までの職員向け講習会は、区有施設を管理する区の課長・係長・一般職員及び指定管理者等を対象に、施設のふぐあいによる事故を防止する観点から、ヒューマンエラーを中心とした内容で実施してまいりました。また、昨年度は、私や副区長・教育長を含めた危機管理対策本部員を対象として、新型インフルエンザ発生を想定した危機管理対応の研修を実施いたしました。さらに、本年六月には、すべての区職員・教職員・指定管理者に対し、「尊い命が失われた事故を改めて肝に銘じ、小さなふぐあいも放置せず、区有施設の安全・安心に万全を期すこと」を徹底するとともに、八月には、部長級職員及び学校の副校長も含めた管理職を対象に、危機管理の基本と震災直後の施設点検の方法についての講習会を実施いたしました。

本年三月十一日の東日本大震災の際には、避難所に指定されている施設の一部損壊の報告がされるなど、この間の講習会が区有施設の被害調査及び報告に反映できたものと考えております。引き続きシティハイツ竹芝のエレベーター事故を教訓とした区有施設の安全管理や区政を取り巻く危機事象などの内容で講習会を充実してまいります。なお、私をはじめ、幹部職員の受講につきましては、講習の内容に応じ積極的に参加をしてまいります。

次に、区の財政に関する危機感についてのお尋ねです。

まず、田町駅東口北地区公共公益施設の整備予定地についてです。田町駅東口北地区公共公益施設は、土地区画整理法による換地処分により、現在の東京ガス株式会社所有地を確保して整備します。この換地処分は私法上の契約である任意の土地交換や売買とは異なり、法に基づく権限を有する施行者により、区画整理前の宅地の価値に相当する面積の土地が、区画整理後の宅地として換地される仕組みです。施行者による換地設計案については、不動産鑑定の専門機関による検証を経て、内容の妥当性を確認しており、区の財産価値に毀損を生じさせるものではないと思います。今回の区画整理事業は、東京ガスの費用負担と土地の減歩により、道路、公園等の基盤整備が行われる、区にとってメリットが大きい事業です。

なお、整備予定地の土壌汚染対策については、東京ガスの責任と負担のもとで、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、必要な汚染土壌の掘削除去及び健全土による埋め戻し等が行われ、現在までに約九六%の箇所対策工事が終了しております。また、五十八カ所で実施した地下水のモニタリングにおいては、汚染物質は検出されておりません。

次に、田町駅東口北地区公共公益施設の計画見直しについてのお尋ねです。

今回の設計見直しは、東日本大震災を踏まえ、改めて区民の安全・安心を最優先とする観点から、災害への対応力を高めるために行うものです。現設計においても最高の耐震設計を行っておりますが、新たに津波等も想定し、地下に設置している防災備蓄倉庫の上層階への分散配置や電気設備等の水防対策など、万一、浸水被害を受けた場合でも、地区対策本部や避難所としての機能を確保いたします。また、この施設は、懸案課題の解決とともに、介護予防

総合センターなど、公共性・公益性の観点から現下において必要なものであり、区民の共有財産として、長く便益を提供するものです。区民の安全・安心をより確かにするために、できるだけ早い時期に整備するよう取り組んでまいります。

なお、PFIによる手法については、整備計画をまとめる段階で、区にとっての有益性等の検討を行った結論として、行政の責任において整備していくことといたしました。

次に、退職管理職の再就職の規制の必要性についてのお尋ねです。

区関係団体等への退職職員の再就職は、当該団体からの求めに応じて職員を紹介しているものです。各団体はそれぞれの事業執行を円滑に進めるために、長年にわたり区の職員として培ってきた管理職としての幅広い能力・経験を活用しているものと考えております。区と区関係団体等との契約等については、所定の手続きに従い厳正かつ適正に行われており、いわゆる「天下り」の弊害とされる不適切な行為はないものと認識しております。今後とも、行政運営における公正性、透明性を確保するとともに、区民の理解が得られるよう努めてまいります。

最後に、区長としての「夢」についてのお尋ねです。

「都心における望ましい地域自治」を目指し、区民の誰もが夢や希望、充実した生活を送ることができる、「人にやさしい創造的な地域社会」、そして「区民の誰もが誇りに思えるまち・港区」を実現させていくことが、区長としての私の責務であり、夢であります。

私は、区長就任以来、「参画と協働」を区政運営の基本姿勢とし、区民生活の向上を第一と考え、区民の誰もが夢と希望を持って、安心して暮らせる地域社会を築くために邁進してまいりました。平成十八年度には、地域の課題を

地域で解決することを目指す「区役所・支所改革」を実施したほか、福祉、健康、教育、環境など多くの分野で全国の自治体にも誇れる質の高い行政サービスを実現してまいりました。現下の区財政を取り巻く環境は、景気の低迷に加え、東日本大震災の影響で非常に厳しい事態に直面しております。こうした状況の中でも、区民の安全・安心の確保を最優先とする観点からさまざまな施策を展開し、区長としての責務を果たしてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅野弘一君） ただいまのみんなの党を代表しての錦織淳二議員のご質問に順次お答えしたいと思います。
議会改革についてのお尋ねだと思えます。

最初に、政務調査費のホームページによる一般公開についてです。政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、会派に対して、議員一人あたり月額十五万円が交付されています。私は、政務調査費については、議会改革のテーマの一つであり、我々議員自身がレベルアップする資質向上のためにどのように使うのか、まさに議員の自立性が問われていると考えています。そういった中で、千代田区議会などで収支報告書を区議会のホームページで公開していることは承知しています。

現在、副議長主宰による議会改革検討会において、開かれた議会を目指す項目の一つとして、政務調査費の収支報告書の公表について検討をお願いしています。また、今定例会に同趣旨の請願も提出されております。今後、議会での審議が予定されています。そういったことから、ご提案のホームページでの政務調査費の使用明細の公表につきましては、議会改革検討会などでの議論または請願審査などの結果を踏まえた上で、私、議長としてもリーダーシップをとってしっかり取り組んでまいりたいと思っています。

次に、議場の演壇の向きについてのお尋ねです。

確かに日本の地方自治制度は、議員のご指摘のとおり、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙する二元代表制となっています。申し上げるまでもなく、長、執行機関と議会は緊張ある関係を築き、特にこの議場では本会議というこの場を通じて、政策決定に係る議論を尽くす議論の場とすることが重要だと私も考えています。ただ、地方議会の議場の形という意味で言いますと、議員席が半円形であったり、準半円形だったり、馬蹄形となっていたり、レイアウトはいろいろありますけれども、その大部分が、うちの議会と同じように、議員席と執行部席が対面していて、議長席の前に議員席に向かつての演壇が設置されているというものが多いのも事実です。

ご提案の対面演壇方式の採用ということについては、我が会派の議員からもかつてそういった質問があったかと記憶しています。そういった意味では、確かに先ほどの私に対する質問などは真後ろにしているような感じですから、質問されているご本人としては、確かに不自然な感じがするかもしれませんが、そういった意味もありますけれども、本会議の質疑のやり方であるとか、質問方式、それから本会議の中継というものもありますが、そういったもののあり方、あとは議場の構造上の問題などもあります。コストもかかりますので、そういったことも含めて検討すべき課題というのは多いかと思うので、各会派の皆さんとやはりご相談をして、進めてまいりたいと考えています。

それからまた、こういった議会に関する質問は、前回定例会でも申し上げましたけれども、こういったお時間を使っていたくのはもちろん結構ですが、どうぞ我々自らの課題ということでございますので、お気軽に私の方にご相談をいただければということをお願いしたいと思います。

よろしく願います。

〔九番（錦織淳二君） 登壇、拍手〕

○九番（錦織淳二君） ご答弁賜りまして、ありがとうございます。しかし、残念ながら当たりさわりのない通り一遍のご答弁で、区のとツプである区長の危機感が伝わってこないのはちょっと残念でした。

個々について再質問させていただきたいのですが、持ち時間が限られておりますので、一つだけ申し上げます。

今後とも、危機意識改革に向けた講習会を実施されるということです。単に危機管理マニュアルの見直しとか、机上の勉強では何にもなりません。災害から身を守るために自ら考える力をつけ、瞬時の行動において機転がきくようにならないけません。しかしながら、区長はじめ幹部職員の方が担当職員の方より高い危機意識を持たれ、日ごろの職務において手本となるような行動をされていなければ、担当職員の方が幾ら講習をされたところで無駄になつてしまいます。また、今まで講習会における勉強が間違いなく生かされているとしたら、三月十一日の地震直後に御田小学校の児童を帰宅させるような行動はされなかったはずです。保護者が帰宅できず、子どもだけで余震が続く夜を明かすことになった家庭が数多くあったとお聞きしております。なぜ、そのようなあつてはならない危険な指導をされたのでしょうか。もし事故でも起きていたとしたら、シティハイツ竹芝エレベーター事故の二の舞になつていたかもしれません。

六月六日に人事課長のレクチャーを受けた際に、区職員の採用について、人物的に一番重視する点は何かとお聞きしたところ、「危機意識の高い方」という大変すばらしいご回答がございました。私もそのとおりだと思っております。もし区長が人事課長の面接を受けられたとしたら、これではNGになつてしまうではありませんか。トップである区長こそが一番高い危機意識の持ち主でなければなりません。今後の意識改革の講習会が量の上の水練にならない

ようにしていただき、より一層、区民の安全と安心を守っていただきたく存じます。

最後ですが、前に述べましたとおり、今後は右肩下がりを見込んでいた中で、区政を考えていかなければなりません。会社経営でも同じですが、余裕があるときでない限り抜本改革は決してできません。特に、区長は来年六月、山田副区長はことし十月で任期満了になります。退職金が一期四年で、区長は二千二百万円以上、副区長は千五百万円程度支給されるとお聞きしています。まずは港区全体のお手本となるように、自らの抜本改革として、退職金の大幅削減または思い切って廃止を宣言されれば、全区民から共感が得られるものとかたく信じております。今こそ後生に名を残されるような抜本改革をされることを願っております。

以上ですが、ここは重要なところなので、再度、区政においてどのような抜本改革をお考えなのか、具体的な例をもって、一つでも結構です、ご答弁していただきたいと思います。

以上、終わります。

〔区長（武井雅昭君）登壇〕

○区長（武井雅昭君）　ただいまのみんなの党を代表しての錦織淳二議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの再質問は、私なり、危機管理に対する考え方という再質問と受けとめさせていただきます、ご答弁を申し上げます。

区政の抜本改革についてどのように考えるかということですが、今、港区の状況を考えますと、人口が増える中で税収減に見舞われているというような、これまでにない状況下にございます。また、東日本大震災がこの先、区政の、とりわけ財政に与える影響、また区内の人口の動向に与える影響、これも大変不透明なものがございま

す。そうした状況を考えるにあたりましては、かなり慎重な、そしてまた、将来を見据えた長期的な視野に立った財政運営、区政運営が必要であると思っております。そうした点から、ことしの大震災直後でございますけれども、もう既に今年度の予算執行は始まっておりましたが、今年度の事業執行も含めまして、全事務事業にわたり総点検を行ったところでございます。これも区民の安全・安心を守るということをまず最重点課題として、すべての事業について見直しを行ったものでございまして、こうしたものを今後の区政運営の中にしっかりと生かし、これまで教訓をこれからの危機管理の中に生かしてまいりたいと、私自身のように決意しているところでございます。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅野弘一君） 以上にて、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

午後五時十二分散会